

第856回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成26年8月8日(金) 午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 庄子委員長、佐竹委員、伊藤委員、遠藤委員、奈須野委員、高橋教育長

4 説明のため出席した者

吉田教育次長、鈴木教育次長、志子田総務課長、梶村教育企画室長、菊田福利課長、鈴木教職員課長、桂島義務教育課長、門脇特別支援教育室長、山内高校教育課長、猪股施設整備課長、安住スポーツ健康課長補佐、三浦生涯学習課長、笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第855回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第856回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

委 員 長 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は、配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第3号議案 平成27年度使用宮城県立中学校教科用図書採択について

委 員 長 6 議事の第3号議案については、非開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議については、秘密会とする。

なお、秘密会とする第3号議案については、9の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 東部地区支援学校高等学園の校名について

(説明者：教育長)

東部地区支援学校高等学園の校名について、御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。

平成28年4月に牡鹿郡女川町に開校する県立特別支援学校高等学園の校名について、7月末に教育庁内に設置している「県立学校校名選定委員会」において検討及び協議を行い、「宮城県立支援学校女川高等学園」を校名として選定したところである。

校名の選定理由については、「女川」は学校の所在地を明確に特定でき、知的障害がある生徒にとって覚えやすく記載しやすいほか、地域に根ざした名称であることから、地元住民の理解が得られやすく、地域との積極的な関わりを持ちながら学校運営を行っていくにふさわしい名称であると判断したものである。

次に、今後のスケジュールについては、本日の定例教育委員会及び文教警察委員会へ校名を報告した後、(仮称)として校名を使用し、平成27年9月の県議会9月定例会へ県立学校条例の改正案を上程し、議決を得た後、(仮称)を取り除き正式な名称を使用することとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし

10 議事

第1号議案 平成26年度政策評価・施策評価について

第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

委員長 第1号議案及び第2号議案については、関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑はその後に行うこととする。

(説明者：教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページ及び別添の参考資料である。

はじめに、参考資料の1ページを御覧願いたい。

「1 趣旨」であるが、県の「行政活動の評価に関する条例」第13条の規定により、教育委員会はその所掌に係る政策、施策及び事業について、知事が行う評価に準じて評価を行うこととされており、このたび、この条例に基づき、平成25年度における、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の2つの長期計画に関する教育委員会の所掌に係る政策・施策及び事業について、参考資料の3ページ左側の評価結果一覧にある目標指標の達成度などに基づいて政策評価・施策評価を実施したものである。また、県が行った自己評価については、外部有識者で構成される「宮城県行政評価委員会」の審議を経て、先月末に行政評価委員会から答申を受けたところであり、今回、委員会の意見を反映した県教育委員会としての最終的な評価結果の案を、別紙第1号議案のとおり取りまとめたものである。

なお、参考資料4ページ、5ページには施策ごとの目標指標の推移をまとめており、対前年の実績値増減を矢印で示している。

次に、評価結果について、参考資料3ページの左側を御覧願いたい。上段が「宮城の将来ビジョン」に係る評価結果、その下が「宮城県震災復興計画」に係る評価結果である。

政策評価については、教育庁が評価を担当する「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」の2つの政策とも、昨年度と同様、「概ね順調」と評価している。

施策評価については、「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」で教育庁が評価を担当する8つの施策のうち、「概ね順調」が6件、「やや遅れている」が2件となっており、昨年度に比べ、「概ね順調」が2件増え、「やや遅れている」が2件減っている。

行政評価委員会からの答申については、「評価の理由」に一部不十分な点が見られるとの意見が付されたものもあったが、政策・施策ともに「適切」または「概ね適切」と判断され、県の自己評価の結果は妥当であるとの判定を受けたものである。

この評価結果については、本日の教育委員会で決定された後、震災復興・企画部において、知事ほか、他の実施機関の評価結果と合わせて評価書にまとめられ、政策・財政会議での審議を経て、9月県議会に提出されることとなっている。

参考資料2ページを御覧願いたい。

「4 宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の今後の推進に当たって」についてであるが、今回の結果を踏まえて、志教育の一層の推進に取り組むほか、確かな学力の定着や体力・運動能力の向上に向けて取り組んでまいる。さらに、学校施設の復旧・再建や児童生徒の心のケア、不登校問題などに対応するため、児童生徒が安心して学べる教育環境の確保に取り組むとともに、県民が豊かな生活を送るための生涯学習・文化・スポーツ活動の充実に取り組んでまいる。

なお、詳細については、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

別紙の2ページを御覧願いたい。

最初に、「宮城の将来ビジョン」の評価について御説明申し上げます。

はじめに、施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」については、目標指標として

いる「朝食を欠食する児童の割合」が、全国平均値や初期値より良好であったものの、目標に達していないことなどから「やや遅れている」と評価している。今後は、子どもの基本的な生活習慣の定着促進に向け、企業や団体等との連携、マスメディアの活用等により、規則正しい生活リズムの確立に向けた一層の普及啓発をはじめ、各種事業の充実強化を図ってまいる。

施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」については、小・中学生の学習状況や高校生の進路状況に関する目標指標の達成度が概ね良好であったことなどから「概ね順調」と評価しているが、「全国平均正答率との乖離」については、小・中学校ともに達成度が「C」となるなど、達成度が低い項目もあることから、今後は、県独自の学力・学習状況調査の実施や教員の教科指導力を一層向上させるなどにより、児童生徒の着実な学力向上を図ってまいる。

なお、行政評価委員会から「目標指標の調査結果について多角的な分析を行い、課題と対応方針にわかりやすく反映する必要がある」との意見が付されたことから、下線部で示したとおり、小・中学生の算数・数学の正答率が全国平均を下回るといった学力状況調査等の分析結果を踏まえ、優良取組事例のリーフレットや研修会を通じて、教員の教科指導力の向上を図っていくことを追記している。

以下、評価委員会からの意見を踏まえて、追記した部分については下線部で示している。

次に、3ページを御覧願いたい。

施策16「豊かな心と健やかな体の育成」については、目標指標である「不登校児童生徒の在籍者比率」が小・中・高校ともに目標に達しなかったほか、「不登校児童生徒の再登校率」や「児童生徒の体力・運動能力」に関する目標指標についても、それぞれ目標に達しなかったことなどから「やや遅れている」と評価している。今後は、スクールカウンセラー等の配置を拡充するなど、不登校等に対する相談・指導体制や関係機関及び庁内関係部局との連携の強化に一層取り組んでいくとともに、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、教員の指導力の強化や授業の改善などに取り組んでまいる。

施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」については、小・中・高ともに「外部評価を実施する学校の割合」が目標値を達成したほか、35人超学級や特別支援学校における狭隘化の解消、登米総合産業高校の開校準備が着実に進んでいることなどから「概ね順調」と評価している。

次に、4ページを御覧願いたい。

施策15・16・17から構成される政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」については、施策16を「やや遅れている」と評価したものの、施策15と17については「概ね順調」と評価していることから、政策全体としては「概ね順調」と評価している。さらに、同じページ下段の施策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、「総合型地域スポーツクラブ」の市町村における育成率が目標に達しなかったものの、その設置数は目標を上回り、また、公立図書館等における「図書資料貸出数」も震災前の水準に回復しつつあることなどから「概ね順調」と評価している。また、行政評価委員会から生涯学習社会の確立や図書館の新たな姿について意見が付されたことを踏まえ、全国の先駆的事例なども参考にしながら、今後の方針やあり方等について生涯学習審議会などで検討してまいる。

続いて、「宮城県震災復興計画」の評価について御説明申し上げる。5ページを御覧願いたい。

施策1「安心・安全な学校教育の確保」については、目標指標の「災害復旧工事が完了した県立学校数」が、達成率98.9%、全体の進捗は、被災校91校中86校で復旧工事が完了したことにより、94.5%に達しているほか、防災主任・防災担当主幹教諭の配置や防災副読本の作成など防災教育の普及・啓発が図られるなど、3つの目標指標の達成度が概ね良好であったことから「概ね順調」と評価している。

施策2「家庭・地域の教育力の再構築」については、目標指標である「地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合」が昨年度から大幅に改善されたほか、子育てサポーターの養成など地域全体で子どもを育てる体制づくりが着実に進んでいることなどから「概ね順調」と評価している。

なお、行政評価委員会から防災副読本の学校現場での活用について意見が付されたことを踏まえ、防災教育推進協力校等の取組について、研修会等で紹介するなど活用モデルの周知に努めてまいる。

次に、6ページを御覧願いたい。

施策3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」については、被災した県立社会教育施設・社会体育施設の復旧工事が津波被害を受けた2施設を除く全ての施設で完了したほか、学校や社会教育施設との連携・協

力により実施する「みやぎ県民大学」の受講者数が前年より173人増加し、学習需要が高まるなど、生涯学習活動においても一定の成果が見られたことなどから「概ね順調」と評価している。

政策6「安心して学べる教育環境の確保」については、構成する3つの施策とも「概ね順調」と評価していることから、政策全体としても「概ね順調」と評価している。

以上が、第1号議案の概要である。

(説明者：教育長)

引き続き、第2号議案「宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について」御説明申し上げます。

資料は、別冊と参考資料1と2及び3である。

はじめに、第2号議案を御覧願いたい。

「宮城県教育振興基本計画」の点検及び評価の「趣旨」であるが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条第1項の規定により、教育委員会は毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告することとされている。

この度、平成25年度における状況について、別冊のとおり宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告しようとするものである。

次に、別添の参考資料1を御覧願いたい。

こちらは、「宮城県教育振興基本計画」と、第1号議案の政策評価・施策評価の対象となった「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」との対応関係を示した図である。御覧のとおり、中央の教育振興基本計画における「基本方向」と、右側の宮城の将来ビジョン、左側の震災復興計画における「施策」は互いに対応関係にあることから、点検・評価に当たっては、第1号議案で御説明した「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に係る「政策評価・施策評価」と一体的に実施するとともに、点検・評価の客観性を担保するために、宮城県行政評価委員会から指摘された宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画の「教育施策」に関する意見等を踏まえながら、点検・評価を実施したものである。

点検・評価の結果については、別添の参考資料2を御覧願いたい。こちらは点検・評価結果案の一覧である。表の左側の宮城県教育振興基本計画に掲げる6つの基本方向のうち、「概ね順調」が5件、「やや遅れている」が1件となっており、昨年度に比べ、「概ね順調」が2件増え、「やや遅れている」が2件減っている。

一覧の中央にある26の取組については、「順調」が1件、「概ね順調」が21件、「やや遅れている」が4件となっており、昨年度に比べ、「概ね順調」が3件増え、「やや遅れている」が3件減っている。

以上のことから、総合的に勘案し、宮城県教育振興基本計画全体の成果としては「概ね順調」と考えている。今回の点検・評価の結果を踏まえ、本県教育の再生・発展に向けて、宮城の将来ビジョンや宮城県震災復興計画との一体性に配慮しながら、各種教育施策の一層の推進に取り組んでまいらる。

詳細については、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

別添の参考資料3を御覧願いたい。

「6つの基本方向」と「26の取組」の評価結果については、先ほど教育長が説明したとおりであるが、ここでは、「基本方向」と「取組」それぞれの評価の理由について、具体的に説明する。

はじめに、1ページの基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」については、5つの取組とも「概ね順調」と評価したことから、基本方向1の全体の評価も「概ね順調」と評価している。なかでも、取組2の「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」については、目標指標の「全国平均正答率とのかい離」が、小・中学生とも全国平均を下回ったが、「授業がわかると答えた児童生徒の割合」は、中学生で目標を達成したほか、小学生、高校生ともに90%以上の達成率となっている。

次に、2ページを御覧願いたい。

基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」については、5つの取組のうち、「概ね順調」が3つ、「やや遅れている」が2つと評価したことから、基本方向2の全体の評価を「やや遅れている」と評価している。なかでも、取組1の「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」については、小・中・

高等学校における「不登校児童生徒の在籍者比率」が目標を達成できず、また、小・中学校における「不登校児童生徒の再登校率」は、全国平均を上回っているものの、目標を達成できなかったことなどから「やや遅れている」と評価したものである。

また、取組2の「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」については、児童生徒の体力・運動能力の低下傾向に歯止めがかかりつつあるものの、依然として全国平均よりも低い状況にあることなどから「やや遅れている」と評価したものである。

次に、3ページを御覧願いたい。

基本方向3「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」については、2つの取組ともに「概ね順調」と評価したことから、基本方向3の全体の評価も「概ね順調」と評価している。特に、取組1の「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」については、「特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高校に対して行った支援活動の実施回数」が、目標値の800回を大きく上回る1,288回の実施となり、また、「特別支援教育研修の受講者数」は、目標値の1,600人に対し、935人と、達成率58.4%にとどまったものの、前年と比較し、109人の増加が図られるなど、研修受講の意識が高まっている。

次に、4ページを御覧願いたい。

基本方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」については、7つの取組ともに「概ね順調」と評価したことから、基本方向4の全体の評価も「概ね順調」と評価している。なかでも、取組2の「開かれた学校づくりの推進」については、「外部評価を実施する学校の割合」が、小・中・高等学校とも、目標を達成している。

また、「学校外の教育資源を活用している高校の割合」及び「学校評価研修会に参加する学校の割合」については、目標を達成することができなかったものの、実績値については、どちらの目標指標とも前年度に比較して増加している。

次に、5ページを御覧願いたい。

基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」については、3つの取組のうち、「順調」が1つ、「概ね順調」が1つ、「やや遅れている」が1つと評価したことから、基本方向5の全体の評価を「概ね順調」と評価している。このうち、取組1の「親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり」については、「朝食を欠食する児童（小学6年生）の割合」の達成率が23.5%と低い水準にとどまり、また、「子育てサポーターリーダーの養成累計数」は、83人の参加があったものの、修了者は37人ととどまり、目標値に達しなかったことなどから「やや遅れている」と評価したものである。

最後に、6ページを御覧願いたい。

基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」については、4つの取組のうち、「概ね順調」が3つ、「やや遅れている」が1つと評価したことから、基本方向6の全体の評価を「概ね順調」と評価している。なかでも、取組2の「文化財の保護と活用」については、国・県指定有形文化財の修復等については概ね順調に進んでいるものの、市町村指定文化財の修復作業で進捗が遅れが見られることなどから「やや遅れている」と評価したものである。

なお、6つの基本方向と26の取組における、より具体的な「評価の理由」や「課題と対応方針」については、別冊のとおりとりまとめている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員

全体として評価が上がっているのは、日頃の皆さんの努力が形になっているということと嬉しく思う。

宮城の将来ビジョンの項目で説明があったが、学校が家庭や地域と一体になって取り組まなければならないと思うが、学校は普段は地域や企業・団体を対象に進めている訳ではないので、得意な分野ではないと思う。したがって、PTA活動なんかでは色々な資源を有した方がいるので、そうした知的資源をこれまで以上に活用する様な取組をしていただき、この施策がより徹底、達成されるよう心掛けていただきたい。

教 育 長

そうした形で今後とも進めてまいりたい。

奈須野委員

基本方向2の重点的取組3「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」と重点的取組4「健康な体づくりと体力、運動能力の向上」の2点、さらに、基本方向5の重点的取組8「親の学びと子育てを支える環境づくり」が、やや遅れている要因には、大きく家庭学習ということが考えられると思う。

その上でこの取組を継続し、改善していくことは当然であるが、家庭とPTA、そうした団体に対しても教育委員会から積極的に声をかけ、協力を仰ぐということが重要であると思う。そのために教育委員会では、どのように考え、どのような施策で協調していくのか、考えがあるのであれば、そうした意見や今後の展開を、早急に進めるべきであると思う。

特に、2の1は、不登校児童生徒の問題であり、教育委員会が積極的に進めていくよう、PTAや各地域、各種団体との関わりをどのように考えているのか伺いたい。

教育長

委員御指摘のとおりである。これまでも特にいじめの問題については、県P連、あるいは高P連に対して積極的に情報提供して、PTA連合会としても主体的にポスターを作り、いじめの根絶に向けて積極的な取り組みをいただいていたところである。

今回、御指摘のあった不登校の問題については、学校だけでは限界があり、首長部局、そして家庭の教育という意味ではPTAの皆様、御父兄の皆様にも積極的に関心を持っていただいて、積極的な取り組みをお願いしなければならないと考えている。そうしたことから県P連、高P連に対しては、この不登校問題について教育委員会から積極的に情報を提供して、一緒にこの不登校の子どもが一人でも減るように行動をとっていただけるよう協力をお願いしていきたいと思う。

庄子委員長

子育ての一番の鍵は親であると思う。幼稚園から小学校入学位までの時期は、親も初めてのことで一生懸命なので、その時期が一番親に訴えかける良い機会であると思う。

子どもを大事にする親の気持ちというのは大切であることを、小学校低学年までのうちに教える必要がある。突き放すよりも甘えさせることの方が大事であり、困った時にはいつでも親の所に帰って来られるような態勢で子育てをしていただきたい。子育て経験の豊富なお年寄りに話してもらうのも良いのかなと思う。

教育企画室長

教育委員会としては、例えば当室で運営している「学ぶ土台づくり」普及啓発事業は、今年度で4年目を迎えたところである。これまでは圏域別のワークショップとして幼・保・小の関係者の交流を重ね、それをいかにアクションプランに移していくかを検討してきた。

また、県内の高校29校で、その次に親になる予備世代を対象に、親になる心構えといったような教育を行ってきたところである。

事業開始から4年が経過し一つの区切りとしての集大成とするとともに、次の3年間の「学ぶ土台づくり」の推進計画を、7月から川島教授を座長として取り組んでいるところである。

今、委員長から御指摘のあったようなおじいちゃん、おばあちゃんの視点も含めて今後の「学ぶ土台づくり」について検討いただき、今年度中には取りまとめたい。

佐竹委員

第1号議案の参考資料3ページの「平成26年度政策評価・施策評価に係る評価結果一覧」の課題と対応方針の項目に「意見あり」「意見なし」と記載があり、その後委員会の意見を踏まえた県の対応方針が記載されている。その後の表示は、行政評価委員会の意見を踏まえた上でという理解で良いか。

教育企画室長

そのとおりである。

佐竹委員

意見をいただき、踏まえた上で記載しているということでしょうか。

教育企画室長

教育委員会としては、一旦、提出をし、御審議をいただいた分がこれまでの資料となっている。それに外部評価を含めた行政評価委員会から意見を付されたので、それに対する対応表ということで記載している。

佐 竹 委 員

もう一点、やや遅れている部分もそうであるが、県教委や県全体の取り組みが徐々に良い方向に向かっているということは事実であると思う。低下しているものも多少あるが、評価が上向きになっている部分が多くなっており嬉しい。すべてに共通することとしては、県全体で子どもたちを支えるということである。県教委からも色々な提案をし、アプローチをしている。そうしたものがきちんと市町村やPTA、地域の隅々にまで浸透し、みんなで子どもたちを守っていくという意識をもう一度皆さんに持っていただくことが一番大事である。

県教委や市町村では、それぞれの取組や活動をしているが、それぞれに任せておくのではなく、学校も地域も、みんなで子どもたちを守っていかなければならないという意識付けをしていかなければならない。

それに対しての啓発やPRの仕方、アピールの仕方もできる限り最大限に活用して、学校任せだけではなく地域の皆さんにも奮起していただけるような働きかけも今後必要であると思う。

また、今、子どもたちの無気力という言葉が教育界では横行していると思う。自己肯定感を持ってない子どもたちに、教育、学校サイドだけでなく、PTAだけでもなく、教育委員会だけでもなく、みんなで自己肯定感を持たせられるような働きかけができるような全県へのアプローチが必要であると思う。県から今回の評価結果を受けて、良かったと安心するのではなく、さらに良くするためにはどうしたら良いのかをみんなで考えて、全県に発信していけるような動きがあると良いと思う。

多くの方に見てもらえるようなアプローチの工夫をしていただきたい。評価がやや遅れていることに対して、県民全体の志気が高まり、子どもたちを支えていければ良いと思う。

遠 藤 委 員

宮城県の震災復興計画5ページ、評価の理由②に、「県民意識」の記載がある。他にも「宮城の将来ビジョン」施策評価の②、「県民意識」のところに「高重視群」とか「満足群」と記載があるが、県民意識調査というのは、どのくらいの人を対象に行っているのか。また、この群を分けた基準のようなものはあるか。

教育企画室長

平成25年の県民意識調査については、毎年12月に実施されており、県内の20歳以上の住民4,000人を対象にアンケートを行っているものである。平成25年度の回答者数は4,000人のうち2,147人、回答率にして53.68パーセントの回答者数である。

高重視群や満足群については、各施策について5択で、高重視群については、「重要」、「やや重要」、「あまり重要ではない」、「重要ではない」、「分からない」のうち、「重要」と「やや重要」を足したものの割合を高重視群としている。満足群については、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「分からない」のうち、「満足」と「やや満足」を足したものを満足群とし、その比率を経年で追跡しているものである。

佐 竹 委 員

「どれにも当てはまらない」というのはないのか。

教育企画室長

選択肢の中には含まれていない。

庄子委員長

4,000人というのはどのように選んだのか。

教育企画室長

選挙人名簿から無作為に抽出したものである。

庄子委員長

無作為ということは、県北や県南などの地域の特色というのは出ないのか。

教育企画室長

そのとおりである。

遠 藤 委 員

2,000人いれば、県を代表する意見になるということだろうか。

教育企画室長

そのように考えている。

遠 藤 委 員

例えば、「家庭・地域の教育力の再構築」の県民意識調査では、77パーセントの県民が重視しているが、満足しているのは42パーセントのみという結果である。77パーセントの県民が重要であると考えているのであれば、満足度も70パーセントぐらい

は欲しいところである。

教育企画室長
遠藤委員
佐竹委員
遠藤委員

そこは不足している部分ということである。

この結果は、今後どのように進めていったら良いかという問題になる。

意識はあるのにできていないのだろう。

あるいは、結果についてよく知らないということもあるだろう。これは重要であると思っ
ていても、どんなことをやっているのか分からないから、満足かどうかという評価
ができないという人も確かにいるだろう。

教育企画室長
遠藤委員
教育企画室長

それは確かにあると思う。

県民意識調査は、何かで公表されているのか。

知事部局で毎年12月に行ったものを3月に集計してホームページ等で公表してい
る。

遠藤委員

不登校はどうしても目についてしまう。先ほども親やPTAの活用という話もあった
が、教育振興基本計画の評価で見ると、スクールカウンセラーの継続配置を行ったり、
家庭に問題がある場合はスクールソーシャルワーカーも活用したり、訪問指導員を増員
するなど色々な施策を行い、県教委としては非常に丁寧に対応されていると思う。それ
にもかかわらず増加傾向にあるというのは悲しく思う。

先日、県北で行われた教育懇話会でも、中学校で不登校のまま卒業してしまった子ども
の数以上に、1年間も経つと、同数かそれ以上の子どもが新たに不登校になるという
話も伺った。教員を周りでサポートする人員を増やすだけでは対応しきれないのかと思
う。

早めに不登校を発見して対応するよう重きを置いているという話も伺ったが、スクー
ルカウンセラーやソーシャルワーカー、OBの先生などの力を借りるにしても、普通の
授業等で子どもを一番長い時間見ている先生方の子どもを見る目を磨く必要があるの
ではないかと思う。専門家に任せるのではなく、自分の教科担当の子ども、あるいは学
級担任をしている子ども、その子どもの変化に気づく、そういうものを原点に帰って、
もう一回検討してみる必要があると思う。

もう1点、中1ギャップの報道もされている。副教科担任制や教科ごとの教室移動な
ど、そうした制度上の問題がもしあるとすれば、例えば小学校の5、6年生位で、2つ
のクラスで教科を2人の先生で分けて、教科担任を一部試行してみるなどの新たな工夫
により、不登校の出現率がどうなるのかを試す方法もあるのではないかと思う。将来に
わたっての話であるが、そのように感じた。

教 育 長

御指摘があった点については、そのとおりである。スクールカウンセラーやソーシャ
ルワーカーなど、専門家の方を入れる前提として、担任が子どものことをしっかり見て、
初めの段階での様々な変化を観察して言葉をかける、あるいは家庭との連絡をとるとい
ったことを踏まえた上で、必要な専門家のアドバイスをもらうというのが当然であると
考えている。そういう意味での授業の改善、それが日常的に行われていることがまずは
大事であると考えている。

昨年、県教委では授業における5つの提言を行ったところである。子どもたちが自己
有用感を確認できるような授業を進めていくといったものであるが、5つの提言に沿っ
て授業が進められているかどうか、今年から指導主事が一人一人の先生方と話し合いを始
めたところである。

しかしながら、中学校では2年続けて全国ワーストという実態があるので、きめ細か
な対応を併せて行う必要があると考えている。そうした観点から、沿岸部を中心に、ま
た少子化が進行しているところで、小中一貫制度を積極的に導入しようという市や町が
増加している。中1ギャップに対しては、大変有効な方法の一つではないかと考えてい
るので、県教委としては積極的に導入をする市町村を支援してまいりたい。教科担任制

についても、県の教育委員会からも、これまで以上に積極的に導入を働きかけていきたいと考えている。いろいろなことを同時進行で着手して進めてまいる。

佐竹委員

まずは担任の先生が気づくべきであるが、学年全体の先生同士で相談ができ、横の繋がりにより学年全体で把握していくことが非常に大事である。

生徒たちが何十人という中で、合う先生、合わない先生がおり、担任の先生と必ずしも合う子ばかりではない。担任としてのクラスの責任はあるにしても、担任と合わない生徒が別のクラスの先生と合うかも知れないので、横の繋がりでケアリングが大事であると思う。

不登校になった子どもたちの話を直接聞くと、自分の担任とはうまくいかない。他のクラスの先生が声をかけてくれると、その先生には何でも話せるという話もあったりする。担任なので必ずすべての責任を負わなければいけないとか、担任にすべてを任せるということではなく、学年全体でケアリングができるような体制を整えていくべきではないかと思う。

例えば、非行に走るいわゆる問題児と呼ばれている子どもたちの中には、担任の先生には反抗したりするが、あの先生がいてくれるから学校にも通えるという子どももいたりする。そうした子どもたちの心情を把握できるような教育現場であるべきだと思う。

不登校になる理由としては家庭環境だけではなく様々な要因が挙げられるが、そうした子どもたちをカウンセラーの方々に繋ぐだけではなく、現場サイドでの横のつながりで、ケアリングできることもあるのではないかと思う。子どもたちの話を聞いていつも感じていたことである。

担任を越えて学年や横の連携で生徒たちを見守り、担任が気づかない時には、他の先生との情報共有ができるような繋がりをきちんと持っていただきたいというのが一番の願いである。

教育長

大事なことは、教員が当事者意識を持ち、自分が担任している子どものことを、学年や専門家に任せれば良いというような気持ちにならないこと。これが基本であると考えている。その上で組織として学校が対応するのは当然であるが、担任と生徒の相性もあるので、学校内での学年会やケース会議等で子ども一人一人の情報を共有して共通認識のもとで、最善の対応をしていくことが必要であると考えている。

こうした対応をするよう昨年、追跡調査を行ったところである。一人一人の児童生徒の不登校理由や現状、学校の対応などを細かく調査をして、その上で必要なアドバイスをするよう始めたところである。

今年も大変多くの不登校の児童生徒がいる現状なので、昨年以上にきめ細かく、一人一人のケースに応じた対応が必要であると考えている。学校は当事者として当然であるが、学校以外の保健福祉行政の部門や保護者の方々の協力をいただきながら、不登校の子どもが学校に戻る、あるいは学校ではなく次の進路、社会に出るための準備など、前向きに社会と対応するための姿勢を作っていくことができるよう、県教育委員会として最大限取り組んでいきたいと考えている。

遠藤委員

教育振興基本計画 基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」の取組2「基礎的な学力の定着と活用する力の伸張」の項目で、授業が分かると答えた児童生徒の割合は中学生で目標を達成したほか、小学生、高校生ともに90パーセント以上の達成率となっているという部分は非常に嬉しく思う。学校に行って勉強することが楽しい。授業が分かるという子どもが増えているということは、本県の志教育が成功しているということであると思う。

県教委では端的に「志教育」という言葉で、子どもの学ぶ姿勢や、教員が授業に取り組む姿勢を表していると思う。県教委が志教育に取り組んでいるのは分かっているが、自分の学級では、学校ではどうなのか、目の前の子どもにしたらどうなのかを、教員一

人一人や各家庭の保護者が、もう一度かみ砕いて考えてもらおうと、ここに出てきた色々な問題に通じていることが分かってくると思う。あらためて、志教育の意図や大事であると考えている部分を、各学校や家庭に伝え、それぞれ、どう考えているのかを問いかけることも必要であると思う。

庄子委員長

志教育では、自分たちの住んでいる地域が素晴らしい地域で、そこで学んでいるんだという自己肯定感を地域、保護者、子どもたちが持つことが必要である。子どもたちに自信をつけさせる意味でも、地域を保護しながら、伝統文化や文化財、地域産業を学び、自分たちの住んでいる地域の良い伝統と風土の中で学ぶことは、自己肯定感にも繋がって行くのではないかと思う。

この評価を見ると、文化財関係の方がやや遅れているとなっているようである。震災復興を目標としながら行っているとは思いますが、地域の文化財にも、もう少し目を向けていただきたい。そうしたことが、子どもたちの志にも自己肯定感にもつながっていくのではないかと思う。各市町村、学校も頑張っている様子がよく分かるので、後押ししていただきたいと思う。

文化財保護課長

国や県の文化財については、震災時の被災状況がよく把握できていたので、比較的早く修理方針を立てることができ、修理に入ることができたが、市町村が指定している文化財については、県には余り情報がなかったため、なかなか修理方針がスムーズに決められなかったことから、若干遅れが出ている状況である。

庄子委員長

それではこれから頑張っていたきたい。宮城の特色を担っているのです、是非よろしくお願ひしたい。

遠藤委員

基本方向3の「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」の部分で、特別支援教育についての記載があるが、現在も、特別支援教育将来構想審議会で、今後どのように進んでいくのか討論されていると思う。

特別支援教育研修の受講者数が目標指標となっており、達成率は58.4パーセントで、前年より受講生は増えている。また、授業づくりを支援するため、作業療法士などの外部専門家を学校へ派遣するなどの取組を行っている。

特別支援教育は、いつでも、どこでも、だれでも必要な人は特別支援教育を受けることができるというのが、文科省で掲げた教育理念として示されていた。そうしたことから、通常学級でも先生一人一人が障害など何か課題のある子どもに対して、適切な対応がとれるよう力をつけてほしい。

今回の評価は評価として受け止め、底辺を広げることと、一方では特別支援学校の専門性を高め、センター的な役割を果たすということがあると思う。各小中学校、高校で何か困ったことがあれば、いつでも相談に乗ることができる体制を作っていただきたい。総合教育センターだけで全部サポートすることは難しいので、専門性の高い教育を支援学校で作る、それを小中学校にも及ぼすというような方向で是非お願ひしたい。

特別支援教育室長

御指摘のあったセンター的機能については、特別支援学校のセンター的機能の中心的な役割を果たしている、地域支援特別支援教育コーディネーターを各支援学校に配置している。そのスタッフの資質の向上、専門性の向上を目的に毎年、研修会を企画している。そこで、現在活躍している特別支援教育コーディネーターの次の時代を担うコーディネーターの育成も併せて行っており、年3回の研修を2年連続で受講する方式で研修を実施している。その研修では、特別支援学校のコーディネーターだけではなく、各教育事務所から一人ずつ推薦いただき、その教育事務所管内での地域支援コーディネーターと呼ばれている、コーディネーターも併せて養成しているところである。そうしたことから、特別支援学校だけでセンター的機能の支援活動を行っていくのではなく、それぞれの地域の小中学校の中にも、そうした役割を担うコーディネーターがいて、特別支援学校との教育資源の活用による学校間連携をしながら、各小中学校の教育的ニーズに

委員長

応じた対応の在り方について、思案をしているという状況である。

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1.1 課長報告等

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

(説明者：総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要について、御報告申し上げます。

資料は、A4のチラシ及び資料1ページから16ページまでの文部科学省初等中等教育局長通知となる。

はじめに、A4のチラシに記載されているが、この法律は、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」ことにより教育委員会制度の抜本的な改革を行うことを目的として、平成25年度中に国の教育再生実行会議及び中央教育審議会において審議が行われ、その後とりまとめられた政府案が、平成26年6月13日に国会において可決・成立し、同月20日に公布されたものであり、施行日は、平成27年4月1日となっている。

これを受け、この度、文部科学省から7月17日付けで、各都道府県及び各都道府県教育委員会あてに、この改正法の施行通知が発出されたことから、今後、県教育委員会として、新制度への円滑な移行を図るため、ここに報告するものである。

改正のポイントとしては、4点ある。

チラシの左上「ポイント1」を御覧願いたい。

「教育委員長と教育長を一本化した新『教育長』の設置」である。

これまで、首長が議会の同意を得て教育委員を任命し、委員の中での選挙により委員長を、教育長は、委員の互選により選出し教育委員会が任命していたが、改正後は、首長が教育委員とは別に新しい制度の教育長を議会の同意を得て直接任命することとなる。

新「教育長」は、現行制度の委員長の職務と教育長の職務の両方を担うこととなり、任期は現行の4年から3年となる。

なお、改正法附則第2条では、旧教育長に関する経過措置が規定されており、法施行日の平成27年4月1日時点で在職する旧教育長については、その委員としての任期中に限り、そのまま旧教育長として在職することとなり、この期間は、旧教育長と委員長が併存することとなる。

左下の「ポイント2」を御覧願いたい。

「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」である。

これについては、教育委員による教育長へのチェック機能を強化するため、教育委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求を可能とするほか、教育長が委任された事務の管理・執行状況を教育委員会に報告する義務が課されるものである。

チラシの右側上段の「ポイント3」を御覧願いたい。

「すべての地方公共団体に『総合教育会議』を設置」するということである。

首長と教育委員会とで構成する「総合教育会議」を首長が招集・主宰し、首長と教育委員会が教育に関する重要な事項について、協議・調整する場が設けられるものである。この会議は、原則公開で行われるものである。

その下の「ポイント4」を御覧願いたい。

「教育に関する『大綱』を首長が策定」するということである。

大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、先ほど説明した「総合教育会議」において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くした上で首長が策定するものである。

以上の4点が、改正の主要な部分である。

次に、資料(文部科学省初等中等教育局長通知)の1ページを御覧願いたい。

これは、今回の改正法についての国からの通知であり、改正法の概要及び留意事項が示されているもので

ある。いくつかピックアップして説明する。

資料の3ページの真ん中より下の方の(3)を御覧願いたい。

「新『教育長』の代理」についてである。

新制度においては、教育長の職務代理者を事務局職員からではなく、委員の中から選任することとなっている。ただし、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を事務局職員に委任することが可能となっている。

次に、8ページを御覧願いたい。

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係①の部分であるが、先ほど説明した「大綱」については、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画の方針の部分を大綱に位置づけることができるものとされている。

次に、10ページを御覧願いたい。

下の方の(2)で総合教育会議の協議・調整事項について、説明されている。

次のページの③④のところでは、総合教育会議の協議題としては、教科書採択、個別の教職員人事など特に政治的中立性の要請が高い事項については、とりあげるべきではないとする一方で、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、協議することも考えられるといったことが記載されている。

また、その下の(3)②では、法の条文にある「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものの例として、「いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合」や「通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合」が挙げられている。

以上が、改正法の概要及び留意点等である。

県教育委員会としては、今後、この法改正を受けての条例・規則等の改正手続きを進めるとともに、総合教育会議を所管する知事部局の部署と会議の設置に向けた調整を図っていく必要があると考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

2点質問する。1点目。この法律の一部改正により市町村はこれに準ずる形をとるのか。2点目は、法律の施行時期について、来年4月から適用するとあるが、県教委の今後の日程や動きを分かる範囲で教えて欲しい。

総 務 課 長

質問の1点目、市町村の関係であるが、今回の地教行法の改正は、県及び市町村の教育委員会にもすべて適用されることになる。この通知文については、県教委を通じて市町村の教育委員会にも発出しているところである。また、昨日、文科省主催の説明会が開催され、県教委や知事部局からの出席のほか、市町村からも会議に出席して説明を受けている。いずれにしても来年4月のことであり、今後、事務を進めていく上で県と同様に市町村も疑義、疑問点等が出てくると思うので、その疑義等の照会については県教委へ連絡いただくよう市町村への説明を行っている。それを取りまとめて文科省へ照会するなどして、市町村に回答するかたちをとり、県と市町村が同一歩調で来年4月を迎えられるような体制を整えていきたいと考えている。

2点目の今後の日程についてであるが、現時点で、県で改正の必要な条例や規則等の法令が約30から40程度と見込んでいる。条例については、11月県議会で御審議をいただく日程で進めていき、条例の可決を経て、その後の教育委員会で教育委員会規則の改正を御審議いただく日程で進めてまいりたいと考えている。

また、総合教育会議の設置関係については、知事部局との調整が相当出てくるので、時期をしっかりと見定めながら進めてまいりたいと考えている。

(2) 平成26年度学校基本調査速報の概要について

(説明者：総務課長)

平成26年度学校基本調査速報の概要について、御報告申し上げます。

資料は、17ページから28ページとなる。

この調査は、国公立・私立の別を問わず、学校に関する基本的事項である学校数、在学者数等の状況を明らかにするために、毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、前年度期間中の動きと、本年5月1日の児童生徒等の状況をまとめたものである。

資料19ページを御覧願いたい。

「1 学校（園）数、学級数、在学者数及び教員数」の「表1」であるが、平成26年度の本県の学校数は、前年度に比べ、小学校は10校減少し409校、中学校は1校減少し215校となったものである。

次に、学級数については、前年度に比べ、小学校で41学級減少したが、中学校で7学級、特別支援学校で27学級増加している。

在学者数は、前年度に比べ、小学校で1,371人、中学校で363人減少しており、ともに昭和23年の調査開始以来、最低の人数となっている。一方で、高等学校では10人増加しており、生徒数が増加したのは平成3年度以来、23年ぶりとなる。増減の内訳としては、公立で530人の減少、私立で540人の増加となる。なお、高等学校の生徒数は、全国では約1万5千人増加している。

教員数は、前年度に比べ、小学校で27人減少し7,957人、中学校で9人増加し4,930人、高等学校で36人減少し4,573人、特別支援学校で87人増加し1,532人となっている。

次の20ページの表2については、過去1年間の新設・廃止校の状況を記載している。

資料21ページを御覧願いたい。

「図1-1及び図1-2」については、1学級あたりの児童生徒数の推移について、平成16年度からの推移を表したものである。

次の22ページの「図2」は、在学者数の推移について、昭和23年度から表したものである。

23ページの「4 長期欠席者数」の「表3」であるが、平成25年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、前年度に比べ、小学校では43人減少し1,105人、中学校では18人増加し2,549人となっている。全児童生徒数に占める不登校者数の割合は、表3に記載のとおり、小学校では0.40%と前年度から若干微増、中学校でも3.17%と前年度より増加している。

資料24ページを御覧願いたい。

「図3-1及び図3-2」については、理由別長期欠席者数の推移について、平成16年度間から表したものである。前年度に比べた長期欠席者数は、小学校で減少、中学校で増加している。理由別内訳の構成比を見ると、小学校では、不登校が44.3%で最も多く、次いで病気が41.8%となっており、中学校では、不登校が81.1%と最も多くなっている。

なお、「不登校児童生徒の現状について」については、後ほど義務教育課長から別途御説明申し上げる。

資料25ページを御覧願いたい。

「5 卒業後の状況」について、中学校の卒業者の状況として、「表4-1」であるが、進学率は99.0%で、前年度より0.1ポイント減少している。また、就職率は前年度と同率の0.2%である。

資料26ページを御覧願いたい。

続いて、高等学校の卒業者の状況について、「表4-2」のとおり、進学率は48.3%で前年度より0.3ポイント上昇しているが、全国平均に比べ5.5ポイント下回っている。また、就職率は24.0%で、前年度より0.7ポイント上昇しており、全国平均に比べ6.5ポイント上回っている。

引き続き、義務教育課長から「不登校児童生徒の現状について」、御説明申し上げます。

（説明者：義務教育課長）

本県の不登校児童生徒の現状について説明申し上げます。

資料は、27ページから28ページとなる。

27ページを御覧願いたい。

はじめに、「1 平成25年度における本県小・中学校の不登校の現状」であるが、本県の不登校児童生徒数については、小学校が490人、中学校が2,070人となっており、これは、前年度との比較では、小学校が35人の増加、中学校も14人の増加となっている。

不登校児童生徒の在籍者に占める割合（出現率）で見ると、平成25年度は小学校が0.40%、中学校が3.17%となっており、前年度との比較では、小学校、中学校ともに0.03ポイント増加している。

小・中学校ともに不登校児童生徒数及び出現率は増加傾向にあり、特に中学校においては、昨年度に引き続き全国で最も高い出現率となっている。

小学校の不登校児童生徒の推移を見ると、震災前の平成22年度から増加傾向にあり、一方、中学校では、平成20年度より減少傾向にあったものの、24年度は、一転して増加に転じ、25年度はその傾向がさらに顕著になっている。

28ページを御覧願いたい。

「2 平成25年度の不登校対策」についてであるが、県教育委員会においては、阪神・淡路大震災における、震災3年経過後に配慮を要する児童生徒数が最大値になるという前例や平成24年度の中学生の不登校出現率が全国で最も高くなったことを踏まえ、次の対策を講じてきたところである。

スクールカウンセラーの配置日数については、小学校では、前年度比約1.4倍の4,351日に、中学校では約200日増やし5,555日に拡充を図ってきた。

また、スクールソーシャルワーカーの活用については、15市町に、前年度より7人多い、27人を配置し、さらに、震災に係る教員加配については、前年度と同数の216名を沿岸部の学校に重点的に配置してきたところである。

このように、昨年度は、児童生徒の心のケアについて、手厚く対応してきたが、今回の学校基本調査では、不登校児童生徒がさらに増加するという残念な結果となったものである。

不登校の児童生徒が増加した要因については、詳細な分析を必要とするが、従前まで不登校で長期欠席した児童生徒に加え、仮設住宅や他市町村での生活が長期化していることなどから、震災の影響による様々な環境や状況の変化も要因の一つにあげられると考えている。

次に、「3 県教委の取組」であるが、県教育委員会としては、今回の結果を踏まえ、今後、これまで以上に関係部局や市町村教育委員会と連携して、主に次の4つの対策を講じてまいりたいと考えている。

一点目は、各市町村における不登校児童生徒の状況とその対策について分析し、その結果を市町村教育委員会等と共有して、さらにきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えている。

二点目は、不登校の初期対応や別室登校の学習支援のため、不登校児童生徒の多い学校に生徒指導支援員や訪問指導員等を配置してまいる。また、昨年度に引き続き、スクールカウンセラーや学校教育活動復旧支援員を重点的に配置するほか、スクールソーシャルワーカーの拡充も図ってまいる。

三点目は、不登校の未然防止や初期対応を分かりやすく示したリーフレットを作成・配付するとともに、新たな不登校を生まない学校・学級づくりを進めるための研修会を実施する。

四点目は、不登校児童生徒やその家族をケアし、登校を促していくために、保健福祉機関等との連携を一層密にするための支援体制のモデルを市町村教育委員会や各学校に提示し、実践化を促してまいる。

県教育委員会では、これらの取組を推進しながら、一人でも多くの児童生徒が早期に学校へ復帰し、学ぶ機会が確保されるよう努力してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

2点質問する。不登校対策の中で、スクールカウンセラーの配置日数が、24年度と25年度を比較して、小・中学校ともに増えているが、スクールカウンセラーの配置は現場の要請に十分応えられているという認識か。まだまだ対応しきれていないという認識か伺いたい。

義 務 教 育 課 長

2点目は、緊急派遣（県外）という項目は、どのようなケースを示しているのか。スクールカウンセラーの配置については、市町村の要望に応じて予定どおり進んでいると認識している。なお、県内の臨床心理士、それに準ずる者の数には限りがあるので、昨年は県外からも63名の応援をいただいてカウンセリングに当たっていただいております。すべての市町村の要望に応じているところである。

緊急派遣のケースとしては、例えば、先日、加美町で発生したALTによる盗撮事件

のような事案が発生した場合、子どもたちの心のケアのために緊急にスクールカウンセラーを配置することとしている。主には、教育事務所にいるカウンセラーなど、経験のある者を学校に派遣している。

佐 竹 委 員

28ページの3(4)に、保健福祉機関等との連携を一層密にすると記載されているが、これについては支援体制強化のためにバリアを外して、福祉機関又はその関係団体とが協力し、不登校を少しでも減らしていこうとする有効資源の活用なので、大きく期待している。これまで、こうした取り組みは、なかなか進んでいなかったと思うので、是非これが定着して一人でも多くの不登校の子どもたちが少なくなっほしい。

また、この保健福祉機関には多くの地域の方々が、資源として活躍されていると思うので、そうした方々の参入にも大きな期待をしているので、是非、上手くいくように協力体制を充実させていただきたい。

義 務 教 育 課 長

子どもによっては、生活基盤の安定や改善が必要な場合がある。それによって学校に来られるというケースも多々あるかと思う。そういう意味では、地域の民生委員などに校内の組織に入っいただき、児童生徒一人一人についての情報を共有して、それをまの保健福祉担当課にも繋ぐようなモデルを、市町村教育委員会、各学校に提案したいと考えている。

佐 竹 委 員

いろいろな生活があるかと思うが、24ページの長期欠席の理由別として、病気による理由の他、経済的理由というのがある。この部分は地域の民生委員や福祉局と協力していけば、クリアできるものもあるのではないかと思う。病気の場合は、病院などの機関との連携が必要であるし、それぞれ、いろいろな事例があると思うが、経済的理由については、市町村、各福祉団体、協議会などの関係機関との連携があれば、少しでも緩和できるのではないかと思うので是非願ひする。

また、その他の理由としては、家庭の問題など色々な問題があると思うので、やはり、関係機関との連携を深めていただき、情報共有と対策をすればかなり激減できるのではないかと思うのでよろしく願ひする。

奈 須 野 委 員

28ページの3(3)について、研修会を実施するとあるが、ここでは現場の先生方の意見交換や現状を話し合うようなフォーラムのような形式でも良いので、もう一度、現場の声をしっかりと聞く場面をつくり、そこからまた始めていくということでも良いと思う。その上で、その現場の声を聞いている中で、次の不登校児童生徒やその他の家族のケアという部分になると思うが、一番大切なのは、この子どもたちが諦めてしまわないことだと思ふ。学校に行かないことで諦めてしまわないようにする。これまでも多くの方が、不登校を経験しながらも現在活躍している先輩方も大勢おり、そうした先輩方の声を聞いて、子どもたちにその声を届けてあげること必要であると思ふ。

とにかく諦めないことを植えつけてあげることが大切であり、それが再登校につながったり、その教えから不登校を生まないことにつながるのではないかと思ふ。この施策についてはそうした考えをもとに進めていただきたい。

19ページの学校数、学級数、在学者数及び教員者数の中で、中学校の学級数は増えているのに在学者数が減っている理由として、仙台市が多くなって郡部は減っているという状況なのか伺いたい。

義 務 教 育 課 長

中学校で生徒数が減少しているのに学級数が増加している理由としては、特別支援学級が増えていることが挙げられる。中学校になって特別支援学級を新設することもあるが、小学校から中学校に進学する時に就学指導委員会などを経て、新たにそうした学級を設ける学校が多いということである。

遠 藤 委 員

28ページの(3)の4、保健福祉機関等との連携を一層密にするための支援体制について、先程、教育長から一人一人について追跡調査をしたという説明があつたが、大変ありがたいと思ふ。

中学校3年生の3月に、不登校のまま卒業していく子どももいると思う。そういう子どもについても、きちんと対応していこうとする姿勢が見えて大変うれしく思うので、是非よろしくお願ひしたい。

(3) 高校教育改革の成果等に関する検証「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する答申について (説明者：教育企画室長)

去る7月31日、県立高等学校将来構想審議会から、高校教育改革の成果等に関する検証のうち、「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する答申があったので、その概要についてご説明申し上げます。

資料は、29ページから31ページとなる。また、別冊資料として答申書を配付している。

はじめに、「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する検証の概要を御説明申し上げます。

29ページを御覧願ひたい。1の「検証の目的」であるが、高校教育改革の成果等に関する検証は、高校教育改革を着実に推進するとともに、高校教育改革について県民への説明責任を向上させていくことを目的として実施されたものである。

2の「検証の実施主体」及び3の「審議経過」については、記載のとおりである。

4の「答申の構成」であるが、記載のとおり5章構成となっており、本編は別冊として配付しているが、答申の内容については概要版により御説明申し上げます。

30ページを御覧願ひたい。1の『男女共学化』及び『全県一学区化』の施策の概要である。

(1)の男女共学化は「高校生という多感な時期に、男女が共に学ぶ場を日常的に設けることが教育環境として望ましい」などの理由から、平成17年度から順次進められ、平成22年度には全ての県立高校が共学校化校へと移行している。

(2)の全県一学区化は、「学校選択の自由が確保され、学校の活性化が期待されるなど、通学区域の撤廃による効果大きい」などの理由から、平成22年度の入学者選抜から全県一学区化となっている。

次に2の『男女共学化』及び『全県一学区化』に関する検証の実施方法である。

「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する検証は、フロー図のとおり①から④の流れで進められてきたものである。

次に、3の『男女共学化』及び『全県一学区化』に関する検証である。

審議会では、施策の実施に伴う現状を把握するため、はじめに数値によるデータ分析を行い、数値だけでは測定できない部分については、ヒアリング調査等を実施し現状の把握を行ってきた。

その結果、(1)の「男女共学化」では、「男女比を見ると、全体としては、共学化は緩やかに進行していると言える」こと。一方で、「旧女子校において男子生徒の数が伸び悩んでいる状況も見られたが、それはその学校の特色と把握でき、全ての学校で一律に男女比が同等になる必要は必ずしも無い」ことなどが報告されている。

また、学校の特色づくりの状況としては、「教科指導をはじめとしたきめ細かな指導により特色ある学校づくりが進められているほか、学校行事等では、男女共学化前の特長を生かしつつ、新しい伝統づくりに取り組んでいる」ことなどが報告されている。

学校運営の状況としては、「学校生活において男女が共に学び、理解し、成長し合う場が設けられている」ことなどが報告されている。

(2)の「全県一学区化」では、「現段階では、全県一学区化の実施に当たって懸念されていた特定の地区・学校への志願の集中や生徒の流出に伴う学力の低下は見られないが、一学区化前と比較して一定程度、地区間の流動化が進んでおり、学校の選択幅が拡大している」などが報告されている。

続いて、31ページを御覧願ひたい。

4の「宮城県の高校教育のさらなる充実に向けて」である。

今回の検証の結果、個々の学校では引き続き学校運営上、留意する点はあるものの、全体としては概ね安定した教育活動が行われており、大きな弊害や課題は生じていないとされている。その上で、今後の宮城県の高校教育のさらなる充実に向けた方向性がまとめられている。

まず、(1)の「男女共学化について」は2点方向性が示されている。

1点目の「男女比について」は、「生徒の男女比は、その学校の特色と把握することもでき、全ての学校で一律に男女比が同等になる必要は必ずしもない」としている。ただし、「男女比等の影響により生徒が伸び伸びと高校生活を送るのに支障が出るような場合には、個別にその要因等を分析し対応策を講じる必要がある」とされている。

2点目の「教育環境の充実」については、「男子校と女子校の統合により両校の校地・校舎を使用している学校では、校舎間の移動などにおいて生徒や教員の負担が大きくなっていることから、教育委員会においては、負担軽減に繋がる対応が求められる」とされている。

また、比較的施設等が狭隘な女子校からの共学化校では、「施設面での制約が多く部活動の新設には限界がある」などの意見があったが、現地調査対象校の中には、工夫をしながら部活動等の充実に取り組む学校もあったことから、「各学校においては、既存の施設においても、生徒と学校がアイデアを出し、話し合いながら、部活動の在り方や施設の有効な活用について考えていくことが必要」とされている。

続いて、(2)の「全県一学区化について」も2点方向性が示されている

1点目の「地域における高校教育の質の確保」では、「全県一学区化による学校の選択肢の拡大と同時に学校ごとの特色づくりが重要であり、少子化が進行する中で、学校規模の縮小などが懸念されるが、県内のどの地域においても生徒が確かな学力を身に付け、進路希望を達成できるような施策の展開と指導の充実が必要」とされている。

2点目の「継続的なデータの収集・分析」では、「教育委員会においては、少子化や東日本大震災の影響も考慮した上で、全県一学区化に当たって懸念された事項が生じていないか等について継続して確認していくことが必要」とされている。

続いて(3)の「高校教育の充実に向けて」では、3点方向性が示されている。

1点目の「学校の特色づくりと情報発信の充実」では、特色づくりに当たって、「入学する生徒層や震災からの復興を目指す県内各地域における学校の役割に応じた指導や取組等が求められる」こと。さらに、「そのような取組が中学校や地域から見える形で発信されることが重要であり、生徒がより適切に学校を選択できるように的確な情報発信の充実が必要」とされている。

2点目の「県立高校将来構想が目指す人づくりに向けた連携の充実」では、「県立高校将来構想が目指す人づくりを充実させるためには、学校と教育委員会の連携はもとより、校種間や地域社会などと連携することが必要」とされている。

3点目の「継続的な検証システムの構築」では、「教育委員会においては、本検証により確立したデータ分析の手法を活用し、今後も継続的に現状の把握を行うことが重要であり、的確な検証を行うために、収集するデータについても点検し、その改善や整理を行うことが必要」とされている。

最後に、この答申を受けての今後の対応であるが、本県高校教育のさらなる充実に向けた施策・事業を検討し、毎年度の予算編成や平成27年度に公表予定の新県立高校将来構想第3次実施計画に反映してまいらる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

男女共学の一つの現れ、成果、共に学ぶということからいえば、旧女子校での生徒会長に男子が就いたり、旧男子校の応援団に女子が入ったりという現象が見られている。これは成果の一つの現れではないかと私は思う。それぞれの学校が新しい伝統、特色づくりという視点で、生徒自らが手を挙げてそうした学校づくりをしていこうとする意欲の現れであると私は判断している。

さらには、教育の充実に向けての情報発信の充実であるが、各学校のホームページを見てみると、以前より大幅に情報の発信力が高まっており、タイムリーに非常に早いタイミングで情報を公開されていると常々感じていた。写真を掲載するなどの工夫がされているので、関係方々の負担は結構なものであると思う。そうしたことにより、今どのように高校が進んでいるのか、何を行っているのかということが、より県民の方々ができるようになって、中学生が高校を選択する大きな情報源になっているのではないかと感じている。

(4) 平成26年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

(説明者：高校教育課長)

平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果がまとまったので、ご報告申し上げます。資料は、32ページから33ページと別冊資料となる。

32ページを御覧願いたい。

本分析報告の目的は、入学者選抜における検査問題の妥当性を検討し、今後の問題作成に役立てること、また、検査結果から受験者の学習成果を把握し、中学校・高等学校における学習指導の参考とするものである。

平成25年度から新しい入試制度となり、前期選抜にも学力検査が導入されたが、前期選抜では、国語・数学・英語の3教科で、後期選抜では、国語・数学・英語・理科・社会の5教科で学力検査を実施した。

分析に当たっては、全日制課程の受験者のうち、前期選抜から200人、後期選抜から400人の答案を抽出し、各教科ごと、小問ごとにその状況を分析考察を行ったものである。

また、これに加えて、調査書総点をもとに上位、中位、下位の3つの階層に分け、階層別の得点率や誤答傾向について分析を行った。

「5 分析結果」についてであるが、別冊資料の1ページを御覧願いたい。

前期選抜学力検査の結果であるが、図1のグラフは、全日制課程全受験者の総点の分布、図2～4のグラフは各教科の得点の分布を示したものである。

総点については、正規分布よりもやや上位に偏移したグラフとなっているが、成績中間層から上位層にかけての国語と数学の得点率が高かったことが影響しているものと考えている。

別冊資料の21ページを御覧願いたい。

後期選抜の学力検査の結果であるが、図1のグラフは、全日制課程全受験者の総点の度数分布、22ページ、図2～6のグラフは各教科の得点の度数分布を示したものである。

総点については、ほぼ正規分布のグラフとなっているが、前年との比較では、上位、中位、下位の各階層ともに得点率が上がっている。設問の難易度のバランスや、国語、数学、理科の平均点が前年度より高かったことが反映しているものと考えている。

また、英語については、平均点は、前年と大きく変わらないものの、得点分布のピークが平均点より低くなっている。これは、設問の難易度バランスから、中間層の得点が伸びなかったことが影響しているものと考えている。中間層にとっては、やや難しい問題であったと考えている。

資料32ページを御覧願いたい。

5(2)には、各教科の分析結果の概況を示している。

漢字、計算、会話表現や社会事象、自然現象等についての基礎的・基本的な知識の定着はみられるものの、特に、国語では、文章を読み取り、目的や条件に応じて適切に表現する力、数学や理科では、グラフや図から得られた情報を活用して論理的に考察し処理する力、英語では、文章の内容を正確に読み取る力、社会では、読み取った情報を関連づけて思考し、表現する力に課題が見られたものである。

資料33ページを御覧願いたい。

「6 前期選抜学力検査における、観点別 - 成績層別正答率」であるが、これは、前期選抜の学力検査について、観点別の正答率を、中学校の調査書の総点によって3つの階層に分類し、成績層別に比較したものである。

33ページのグラフの見方について御説明する。前期選抜学力検査における、観点別、成績層別とあるが、観点別とは国語・数学・英語と3教科について分析し、左側のグラフは知識・理解について、いわゆる基礎、基本的な問題の分析である。右側は論理的思考力や発展、応用問題の分析である。左側は基礎・基本がどの程度出来ているか、右側は発展応用問題がどの程度出来ているかである。

成績層別については、中学校で学習する9教科の評定の合計である。1～5までの評定で9教科とも全て5の場合では45点となり、3学年であれば満点で135点となる。135点から121点までを上位層とし、評定平均では4.5以上である。120点から94点までを中位層、評定平均では3.5以上である。

それ以下を下位層と区分したものであり、3つの成績層別に基礎問題、発展問題の正答率、得点率であることを示したグラフとなっている。

分析結果について御説明する。前年度との比較では、知識・理解等、基礎的・基本的な学力を問う問題については、上位、中位、下位、各階層とも正答率が大きく伸びており、中学校段階における基本的な知識・理解が定着している様子がうかがえるほか、このことが、全体として総点や平均点が高くなった要因の1つと考えている。

一方、教科別の分析としては、数学では、各階層ともに、発展・応用等の出題が中心となる「その他の観点」の正答率が、上位層で6割、中位層で4割、下位層では2割を切るなど、全体的に低い水準にあり、基礎的・基本的な知識及び技能については概ね習得できているものの、思考力・表現力等の応用力の定着に課題があることが分かったものである。

また、英語では、「知識・理解」「その他の観点」とともに、上位層と下位層の正答率の開きが大きくなっていること、特に下位層では、「知識・理解」等の基礎基本を問う問題の正答率が50%程度にとどまっていることなどから、各設問ごとの誤答例、誤答傾向について詳細な分析を進め、家庭学習も含めた指導の改善に役立てていく必要があると考えている。

また、各教科共通して、記号や単語を選択して答える問題に比べ、記述により回答する問題の正答率・得点率が低く、無答率が高い傾向を示していることなどからも、今後の学習指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの育成を行うための手立てとして、各教科目標に則した言語活動を適切に位置づけ、授業の構成や指導のあり方を工夫改善していくよう努めていくことが必要であると考えている。

以上が分析結果についての報告であるが、高校入試は、中学校の教育を統括し、高等学校教育に円滑に接続させるという役割を担うとともに、「確かな学力」の定着という点においても、大きな意味を持つものと考えており、この点についても、精度を高め、十分な役割を担っていけるよう、今後とも中学校と連携を取りながら、なお、一層の改善に取り組んでまいりたいと考えている。

なお、別冊資料に、各教科毎のさらに詳細な「分析結果の概要」「問題」、「正答と配点」「正答率、無答率、得点率」及び「出題のねらいと内容、結果の考察」について掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

資料33ページの数学の部分で知識、理解等については、各階層とも前年比を上回っていることが読み取れる。その他の観点について、いわゆる発展、応用系については前年をやや下回ったということである。これは読み取り方をプラス思考でいけば、知識や理解といった基礎的な理解が低ければ応用にも発展しないので、中学校で基礎的な知識が十分理解が進んでいけば、指導の仕方や本人の気持ち、また何らかのきっかけにより発展、応用が伸びていく可能性があると思う。基礎がなければ応用はないが、基礎がしっかりできていることの評価であるため、その後の指導の仕方によっては、可能性が高くなると理解したが、それでよいか。

高 校 教 育 課 長

御指摘のとおりであると思う。いわゆる計算力を中心とした基礎的な力はついてきているが、今後それをいかに組み合わせながら発展、応用に結びつけていくかということが課題であると考えている。数学においてもいわゆる言語活動という部分を重視していく必要があると考えている。つまり、ものを考えていく上で根拠をきちんと明らかにして、筋道立てて順序立てて解答に向かっていく。そういう部分を授業の中で訓練を積み重ねていくことが今後必要であると思っている。

遠 藤 委 員

この冊子の活用方法であるが、配布対象となるのは中学校、高校でよいか。

高 校 教 育 課 長

すべての中学校、高校に配布する。

遠 藤 委 員

学力検査も行っているが、現場では学力検査に関連しても分析を行っているのか。

高 校 教 育 課 長

この調査と併せて高等学校においては県独自の学力状況調査、あるいは学習状況調査というものを行っている。今後はその結果とその関係を相互にクロスさせながら、多元

的な集計や分析ができるようになれば良いと考えている。

例えば、私が関心を持ったのは、英語の知識、理解の部分で、国語と数学とは異なった傾向が見られたところである。国語、数学と比べてグラフのピークが左側に集中しているが、原因を考えると英語という教科の学習の特性であると思う。語学というのは、個々で毎日毎日、繰り返しの反復をしながら少しずつ力が身についていく教科である。そうした教科について、現在の生徒の学習状況はどうなっているかということ、毎日規則的に定期的に少しずつ勉強するような学習のスタイルになっているのかどうか、そうしたところが学習状況調査から見えてくるので、こうした結果と生徒の家庭での学習状況、そうしたものをクロス集計しながら、家庭学習も含めた指導の在り方について役立てていくとか、そうした分析が今後可能になってくると考えている。

遠藤委員
佐竹委員

是非、生かしていただきたい。

正答率、無答率を見ていると、文章で回答する設問については、かなり正答率が低く、全ての教科に共通しているようである。文章力というか表現力、簡潔にまとめる力を学習する必要があると思う。文章力や表現力は、人とのコミュニケーションにもつながるものであり、質問に対してきちんと答えられるような人を育てていくためには、その基盤にもなるので、その部分の授業だけではなく、いろいろな場面で教育していく必要があるのではないかと強く感じる。

単語では答えられるが、会話では単語を並べないといけない。文章の作り方や伝え方、表現の仕方を学ぶ教材として是非、読書を勧めていただきたいと思う。読書する人たちは上手に表現できることが多いと思う。勉強の中で教えることも大事であるが、日頃からのそうした学びというものも大事であると思う。

これだけ顕著にこの部分が抜けていて、前期も後期も同じような傾向である。これまでもそうした課題が出ていたにも関わらず、その傾向が改善されていないということに対しては、教育現場でもきちんと向き合っていく必要があると思う。勉強として考えるのではなくて、日常的にそうした表現ができたり、まとめ方ができるというような教育現場であってほしい。その辺のところをみんなで考えていかなければいけないと思うので、是非、力を入れていただきたい。

教 育 長

今回、高校入試の分析結果ということで説明したが、全国学力状況調査の結果と傾向は共通していると考えている。基礎力はまあまあ、活用力がいまいち、それから記述する力が不足している。そうしたことで昨年、重要改善の提言の中にも、ノートをしっかり取るということを入れた。もう少し時間はかかると思うが、今年から県独自の学力調査を小5と中2で行うこととしたので、この学力調査の結果等をクロスして分析しながら、中学校の学力調査、高校入試、高校での学力調査、そうしたものが有機的に繋いでいけるように、県教委として取り組んでいきたいと考えている。

庄 子 委 員 長

ノートをしっかり取ることを小中学校で身につけないと、大学生になってもノートを取らなくなってしまう。今は、黒板をスマートフォンで写す時代になっている。学生にノートを取りなさいと故意に取らせると不平不満を言われ、先生に対する授業評価が下がり、ひどい先生ということになってしまう。書くことは基本なので、まずは幼稚園、小学校、そして中学校、高校でもノートを取るということは大事なことである。

理研の小保方さんの実験ノートが出てきたときに、年齢の高い方はみんな驚いたものである。しかし、若い方々は、実験ノートの中身は必ず彼女のコンピューターに入っているはずだという解釈であった。そういう世代間の感覚の差というのがあるので、基本は紙に書くことであると思うし、声を出すことだと思うので、それを習慣づけてもらいたい。

佐 竹 委 員

人間関係の構築が難しくなっているということは、伝える力、表現する力が欠落しているということで、それが必要のない時代になってきているのだと思う。

宮城県の子どもたちは、敢えてそれを無くして、表現できて、上手くコミュニケーションがとれるような教育を受けられているということ、胸を張って言えるようになってほしい。書くこと、話すこと、表現することを重視していただき、だれでもができる、伝えることができるような教育を構築していただきたい。

(5) 全国生涯学習ネットワークフォーラム2014宮城県大会について

(説明者：生涯学習課長)

「全国生涯学習ネットワークフォーラム2014宮城大会」について、御報告申し上げます。

資料は34ページとなる。

はじめに、1の「全国生涯学習ネットワークフォーラムについて」であるが、このフォーラムは、平成23年度から文部科学省が実施する事業で、地域づくりや社会づくりを進める上で多くの地域が抱えている課題の解決に向け、行政や教育機関、NPO等の民間団体などが一堂に会し、これらの多様な主体が協働した地域づくりや社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を全国に発信するものである。

また、フォーラム終了後も継続的な取組が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者間のネットワークづくりを目指すものである。

なお、平成27年度までは、東日本大震災からの復旧・復興や、被災地域のコミュニティ再生に向けた課題解決のための取組について研究協議を行い、その成果を全国に発信することとしている。

次に、2の「宮城大会について」であるが、(1)の主催は、本年4月に設置した「全国生涯学習ネットワークフォーラム2014宮城大会実行委員会」である。

(2)の基本コンセプトとしては、地域課題の解決に向けた全国の先進事例を学ぶ場とすること、震災から得た学びと気づきを生涯学習に携わる関係者と共有する場とすること、生涯学習関係者による活動の広がりや活動の継続に役立つネットワークづくりを促す場とすることの3点を掲げている。

(3)の主な実施内容としては、①のプレフォーラムとして、10月30日(木)に石巻市の遊楽館において、主に宮城県内で生涯学習を通じた地域づくりなどに関わるNPOや関係団体、行政等の関係者を対象として、メインフォーラムでの課題提起などにつながるための活動事例の紹介やグループワーク、ポスターセッションなどを行う予定としている。

②のメインフォーラムは、11月18日(火)から20日(木)にかけて、仙台市の日立システムズホール仙台において、全国の行政等関係者や学校・社会教育関係者、NPO等の民間団体や学生等を対象として、課題解決への一歩につながるための活動事例の紹介やグループワーク、全体会を行うほか、沿岸地域での交流・調査活動等を行う予定としている。

(4)の実施体制については、実行委員会において本フォーラムの実施計画を審議・決定するとともに事後評価を行うこととしており、企画実施委員会においてはその実施計画に基づき、フォーラムの企画・実施を行うこととしている。

なお、現在、企画実施委員会において、本フォーラムの実施内容の詰めを行っており、今月末には全体像が固まる予定であることから、9月の教育委員会において改めてその詳細について御報告申し上げますこととしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし

1.2 資料(配付のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧について

(2) 宮城県美術館特別展「篠山紀信展写真の力」の開催について

(3) 東北歴史博物館特別展「家電の時代」の開催について

1.3 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成26年9月12日（金）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後3時59分

平成26年8月8日

署名委員

署名委員